

## 鳥取県企業立地等事業助成条例施行要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、鳥取県企業立地等事業助成条例（平成25年3月鳥取県条例第8号。以下「条例」という。）に基づき、企業立地事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (地域経済の活性化に寄与する業種)

第2条 条例第2条第2号ア中「地域経済の活性化に寄与するものとして知事が鳥取県企業立地等事業助成条例施行要綱で定める道路貨物運送業その他の事業」とは、次のとおりとする。

- (1) 道路貨物運送業のうち、製造業における生産工程又は生産管理と密接に関連した事業（県内物流事業者の経営に重大な影響を及ぼすものを除く。）
- (2) 市町村長の協議に基づき知事が選定した事業
- (3) 製造業を直接支援する当該製造業と一連・一体的な専属事業であつて、助成を行うことが適当であるとして知事が選定した事業（第1号に該当する事業を除く。）

### (産業の高度化に寄与する業種)

第3条 条例第2条第2号ウ項中「産業の高度化に寄与するものとして知事が要綱で定める業種」とは、次のとおりとする。

- (1) 研究開発型事業 製品の設計開発を行う事業のうち、次の技術に関する具体的な研究・開発計画を有し、これを実行するための組織及び設備等の研究開発体制が整備されており、かつ、全従業員に占める技術者、デザイナー又は科学技術に関する研究者の割合が20パーセント以上であるものについて市町村長との協議に基づき、あらかじめ知事が選定した事業とする。なお、当該事業により取得した償却資産は、事業完了後、引き続き製造等にも使用できるものとする。

ア 既存の技術の要素（自らが開発したものであるかどうかを問わない。以下同じ。）に、自らが新たに開発する技術の要素を付加する技術

イ 既存の技術の要素に、これまで当該技術の要素に付加されなかったことがない他の既存の技術の要素を付加する技術

- (2) インターネット附随サービス業

### (コンテンツの制作等を行う事業)

第4条 条例第2条第2号カ中「コンテンツの制作等を行う事業のうち、知事が要綱で定めるもの」とは、次のとおりとする。

- (1) まんがに関するコンテンツ まんが企画制作事業、イラスト企画制作事業等
- (2) アニメーションに関するコンテンツ アニメーション企画制作事業等
- (3) 前二号に関連するコンテンツ 映像企画制作事業、フィギュア・人形・模型等企画制作事業、オンライン・ゲーム専用機・モバイル端末向けゲーム企画制作事業等
- (4) 人材育成 コンテンツ企画制作に係る人材育成事業等

### (特定製造業)

第4条の2 条例第2条第13号ア中「中長期的に市場の拡大が見込まれ、開発から完成までに相当の期間を要する機器等の製造業に属する事業であつて、知事が要綱で定めるもの」とは、自社で企画開発・製造・組立・完成を行う事業（製造・組立工程の一部を外注するものを含む）であつて、当該事業が県内企業等との受発注に結びつく等の波及効果が相当程度見込まれると知事が認めたものとする。

### (特定サプライヤーの行う事業)

第4条の3 条例第2条第14号中「これらに類する物で知事が要綱で定めるもの」とは、自

動車、航空機又は医療機器に類する産業分野であって、中長期的に市場の拡大が見込まれる産業分野に関連する事業のことをいう。

- 2 条例別表第2の9の項に規定する特定サプライヤーが行う事業とは、条例第2条第14号に規定する「自動車、航空機若しくは医療機器又はこれらに類する物で知事が要綱で定めるものの設計又は製造を行う企業」との取引のために行われる事業であって、かつ、県内企業が受発注を行うことが困難なものに限る。

(投下固定資産額に算入される新增設事業に必要な費用)

第5条 条例第2条第4号中「これに準ずる費用として知事が要綱で定めるもの」とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 空工場の改修に要する経費のうち建物、機械・備品等の有形固定資産の機能維持や原状回復を目的として、操業開始のために実施される解体撤去、移設、維持・補修、修繕等に要する修繕費及び新增設に要する経費のうち、操業開始のために実施される移設・移送に要する経費
- (2) 新增設事業を実施する者(以下「新增設事業実施者」という。)が事業の用に供する家屋及び償却資産を自ら建設、製造又は加工する場合にあつては、新增設事業実施者が、他の者から購入した原料又は材料として使用する物品に係る経費及び他の者に建設、製造、加工を委託したことによる経費
- (3) 条例第2条第号項ア、エ及びキに規定する事業を行う新增設事業実施者が、県外の工場等の償却資産を県内の工場等へ移設する場合で次に掲げる要件のいずれかを満たす事業にあつては、移設された事業の用に供する償却資産の第13条に基づく交付申請年度における当該償却資産に係る固定資産税の課税標準額
  - ア 本社機能の移転を伴う事業
  - イ 条例別表第2の2の項の右欄中「製造、開発等を集約する拠点と知事が認める工場等に関する事業」に該当する事業
  - ウ 条例別表第2の5の項の左欄中「大規模な災害が発生した地域又は大規模な災害の発生が懸念される地域に工場等を有する者が行う事業であつて、知事が要綱で定めるもの」に該当する事業

(投下固定資産額の合算対象法人)

第6条 条例第2条第4号中「その他知事が要綱で定めるこれに類する法人」とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 新增設事業を実施する法人(以下「事業実施法人」という。)の総社員の議決権の過半数を有する法人
- (2) 総株主又は総社員の議決権の過半数を有する法人を同一とする、事業実施法人以外の法人
- (3) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年11月27日大蔵省令第59号)第8条第8項に定める関係会社(以下「関係会社」という。)のうち、事業実施法人の総株主の議決権の過半数を有する法人及び本条第1項第1号並びに第2号の法人を除いた法人

(投下固定資産額及び賃借料から控除する額等)

第7条 条例第2条第4号及び第5号中「当該交付の対象となる費用のうち知事が要綱で定める額」とは、当該交付の対象となる費用の額から、

- (1) 類似の補助金等(その財源の一部に県費を含む場合に限る。)の交付対象経費から、県費助成分相当額を控除した額
  - (2) 他の県費による補助金等との均衡上、特に必要と認める経費の額を控除した額
- 2 補助金等の財源が県費以外の補助事業の交付対象経費の額については、投下固定資産額及び賃借料から控除しない。
- 3 条例第2条第4号中「廃止される工場等の用に供する土地、家屋及び償却資産の価額とし

て知事が要綱で定めるところにより算出した額」とは、次の各号に定めるところにより計算された金額の合計額とする。

- (1) 土地の控除額 移転前の土地の用途廃止面積に相当する面積に新規取得した用地単価を乗じた額
- (2) 土地を除く投下固定資産額の控除額 土地を除いた後の地方税法に基づく移転前の固定資産の評価額

(地域経済牽引事業)

第8条 条例第2条第2号キの要綱で定める事業は、承認地域経済牽引事業計画に従って行われる事業のうち、第1号に掲げる事業であって第2号に掲げる事業でないもの以外のものであるとする。

(1) 次のいずれかに該当する施設に係る事業

- ア 店舗、宿泊施設及び集客施設
- イ 教育施設
- ウ 医療施設及び介護福祉施設
- エ 発電施設

オ 上記の他、県内企業が行う事業と競合する事業の用に供する工場等であって、県内の経済の健全な発展に支障を生ずるおそれのあるもの

(2) 次のいずれかに該当する事業

- ア 三者以上の者（関連会社を除く）が共同して、地域経済牽引事業計画を作成し、地域未来投資促進法第13条第4項の規定に基づき知事の承認を受けたもの
- イ 地方公共団体と共同して、地域経済牽引事業計画を作成し、地域未来投資促進法第13条第7項の規定に基づき主務大臣の承認を受けたもの

(企業立地等事業の立地地域)

第9条 条例第3条第1項第1号中「知事が要綱で定める地域」とは、次の各号のいずれかの土地とする。

- (1) 地方公共団体、又は地方公共団体が50パーセント以上出資している法人が取得し、又は造成した工場等の用に供するための一団の土地
- (2) 工場立地法（昭和34年法律第24号）第2条第1項の調査により、工場適地とされた地区内の土地
- (3) 農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）第5条第3項第1号に規定する、工業等導入地区内の土地
- (4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条第11項に規定する工業地域及び同条第12項に規定する工業専用地域内の土地
- (5) 県と市町村が協議して、あらかじめ知事が選定した土地

(補助事業の認定)

第10条 本補助金の交付を受けようとする者は、条例第2条第2号に規定する企業立地事業（以下「補助事業」という。）について、条例第3条第1項に規定する知事の認定（以下「事業認定」という。）を受けなければならない。

(2) 条例第3条第4項に規定する申請は、様式第1号により行わなければならない。

(3) 前項に定める申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- ア 工場等の概要を明らかにした書類及び図面
- イ 投下固定資産額等一覧表
- ウ 定款及び登記簿謄本
- エ 決算書（最新決算年度）
- オ 立地前の労働者名簿の写し及び公共職業安定所が発行する事業所別被保険者台帳（増設の場合）
- カ 就業規則

キ 企業立地事業の実施に係る鳥取県内事業者への発注状況調査表（別添様式）

ク 鳥取県中部地震によって被害を受けた地域に本社等を有する県内中小企業で、当該地震による被害を受けた者が被災地域内で行う事業（特定製造業を除く）については、被害を受けたことが客観的にわかるもの（公的機関や商工団体等が発行する被災したことを証明する書類、被害を受けた施設設備の写真等）

- 2 知事は、事業認定をしたときは、その旨を様式第2号により通知するものとする。
- 3 鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。
- 4 二以上の事業者が共同して企業立地事業を実施する場合は、第1項に規定する申請を共同して行わなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。
  - (1) 関連会社の支出が、賃借料又は第5条第1号に規定する投下固定資産額に準ずる費用のみの場合
  - (2) 関連会社が工場等の新設又は増設に係る土地、家屋及び償却資産の取得に要する費用（これに準ずる費用として第5条に規定する投下固定資産額に算入される新增設事業に必要な費用を含む。）を支出した場合であって、当該資産を第13条の交付申請を行う日までに認定事業者に譲渡することが見込まれる場合
- 5 条例第5条第1項中、「知事が要綱で定める地域に限る」とは、倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町をいう。
- 6 条例第5条第1項中、「法人にあつては、知事が要綱で定めるものに限る」とは、当該法人の総株主の議決権の過半数を有する法人又は第6条第1号に掲げる法人が県内に所在する場合をいう。

（事業認定の辞退）

- 第11条 事業認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、次のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を様式第3号により知事に届け出なければならない。
- (1) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
  - (2) 条例第3条第1項に定める要件を満たさなくなることが明らかになったとき。
- 2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、事業認定を取り消し、その旨を認定事業者に通知するものとする。

（事業認定の変更）

- 第12条 認定事業者は、補助事業について次のいずれかの変更をしようとするときは知事に申請をして、あらかじめ知事の承認（以下「認定変更承認」という。）を受けなければならない。ただし、第4項で定める軽微な変更についてはこの限りではない。
- (1) 条例第2条第2号に定める工場等で営まれる企業立地事業の区分の変更
  - (2) 投資額の2割以上の変更
  - (3) 前2号に掲げる変更のほか、補助事業の円滑な実施について重要な変更
- 2 前項の申請は、様式第4号により行わなければならない。
- 3 知事は、認定変更承認をしたときは、その旨を様式第5号により通知するものとする。
- 4 第1項規定する軽微な変更は次のとおりとする。
- (1) 認定事業者の名称又は所在地の変更
  - (2) 事業実施場所となる地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更
  - (3) 投資額の2割未満の増額に係る変更
  - (4) 前3号に掲げる変更のほか、補助事業の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがない変更
- 5 前項に規定する軽微な変更をしたときは、知事に届け出なければならない。
- 6 第2項の規定は、前項の軽微な変更に係る届け出について準用する。

（交付申請の時期等）

- 第13条 本補助金の交付申請は、認定事業者が新增設事業の完了の日から3年以内に行わなければならない。ただし、補助金額が5億円を超えるものについては、1年間に交付申請で

きる補助金額は5億円以下とし、次項の交付申請を除き事業完了の日から3年以内に最初の交付申請を行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、投下固定資産額が20億円を超え、かつ、条例第2条第2号ア、エ及びオに掲げる事業を行う者にあつては、新增設事業の一部が完了し、当該完了部分が条例別表第1の当該事業区分に係る認定要件を満たす場合には、当該完了部分に対する条例別表第1に定める補助金の額及び当該完了部分に対する条例別表第2に定める補助金の加算額の合計額の範囲内で交付申請できるものとする。なお、1年間に交付申請できる補助金額は5億円以下とする。
- 3 規則第5条の申請に添付すべき同条第1号及び同条第2号に掲げる書類は、様式第6号によるものとする。
- 4 規則第5条の申請書には、前項に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 工場等の概要を明らかにした書類
  - (2) 収支計算書又はこれに準ずる書類
  - (3) 売買契約書、工事請負契約書及びリース、賃貸借契約書及び領収書等の投資額を証する書類の写し、並びに投下固定資産額等一覧表
  - (4) 労働基準法（昭和22年法律第49号）に規定する労働者名簿の写し及び公共職業安定所が発行する事業所別被保険者台帳のほか新增設事業により増加した認定要件の対象となる常時雇用労働者数、高年齢常時雇用労働者数及び短時間労働者数が確認できるもの
  - (5) 就業規則
  - (6) 新增設事業により増加した認定要件の対象となる常時雇用労働者、高年齢常時雇用労働者及び短時間労働者の労働条件通知書のほか労働条件が確認できるもの
  - (7) 第10条第2項及び前条第3項の規定による通知の写し
- 5 本補助金の交付申請については、第10条第4項の規定を準用する。

（交付決定の時期等）

第14条 本補助金の交付決定は、規則第18条第1項の規定による交付額の確定と併せて行うこととし、交付申請を受けた日から原則として45日以内に行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事がやむを得ない事情があると認めるときは、交付決定を行う年度中に企業立地事業が全て完了する見込みがあるものに限り、規則第19条の規定による概算払ができるものとする。この場合において、企業立地事業のうち未完了の部分については、次の方法により確認するものとする。

ア 補助対象経費に係る支払が完了していないものについては、当該物件の現地確認及び契約書又はそれに準ずる書類の確認

イ 常時雇用労働者、高年齢常時雇用労働者及び短時間労働者の雇用については、採用内定通知又はそれに準ずる書類の確認

- 3 本補助金の交付決定通知は、様式第7号によるものとし、前項の規定により概算払をするときは、様式第7号に必要な修正を行うものとする。

（二酸化炭素排出量削減に効果を有する事業）

第15条 条例別表第2の1の項の左欄中「二酸化炭素の排出量の削減に効果を有するものとして知事が要綱で定めるもの」とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 自主的に設定した二酸化炭素排出削減目標達成のため、石油代替エネルギーの利用又はエネルギーの使用の合理化による二酸化炭素排出抑制設備を整備する事業であつて、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱（平成15年10月1日付環境産第031001006号・環境温発第031001002号）の温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業の交付決定を受けたもの
- (2) 先進的な新エネルギー等利用設備であつて、新エネルギー等事業者支援対策費補助金交付要綱（平成19・3・23財資第8号）に基づき一般社団法人新エネルギー導入促進協議会から交付決定を受けたもの

(製造、開発等の拠点を集約する事業)

第16条 条例別表第2の2の項の右欄中「製造、開発等を集約する拠点と知事が認める工場等に関する事業」とは、県内外に製造及び開発等の拠点となる同一事業分野の工場等が複数存在する場合、県外より県内の工場等に同一事業分野の拠点を集約して新增設を行う事業をいう。

(中山間地域において行う事業)

第17条 条例別表第2の4の項の左欄中、「中山間地域において行う事業」とは、当該中山間地域の活性化に資する事業(当該中山間地域の資源を大量に使用する事業を除く。)のことをいう。

2 条例別表第2の4の項の左欄中、「知事が要綱で定める地域」とは、鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例(平成20年10月鳥取県条例第63号)第2条第1項に規定する中山間地域(第10条第1項に規定する申請のあった当該年度の4月1日において、総務省から発表されている最新の財政力指数が0.5未満の市町村に存在する地域に限る。)のことをいう。

(大規模災害の発生地域等に工場等を有する者が行う事業)

第18条 条例別表第2の5の項の左欄中「大規模な災害が発生した地域又は大規模な災害の発生が懸念される地域に工場等を有する者が行う事業であって、知事が要綱で定めるもの」とは、次のいずれかの地域に工場等を有する者が大規模な災害に備え事業活動の継続性を高めるために行うものとする。

- (1) 第10条第1項の規定による申請の日における地震調査研究推進本部地震調査委員会が作成した最新の「地震動予測地図」において、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われるケース(最大ケース)が26パーセント以上とされている地域
- (2) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第3条第1項に規定する南海トラフ地震防災対策推進地域

(高い市場占有率を獲得すると見込まれる新たな事業)

第19条 条例別表第2の6の項の左欄中、「知事が要綱で定める県内企業が行うもの」とは、県内に本社を有するとともに、県内において7年以上事業を継続する中小企業(資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに雇用保険法(昭和49年法律第106号)第37の2第1項に規定する高年齢被保険者及び第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者の数の合計が300人以下の会社及び個人をいう。)が行う事業をいう。

2 条例別表第2の6の項の左欄中、「提供する製品又はサービスが高い市場占有率を獲得すると見込まれる新たな事業」とは、事業者が独自技術・新サービス等を活用し、新たな需要獲得及び雇用拡大を行う事業をいう。

(本社機能の移転を伴う事業)

第19条の2 条例別表第2の7の項の左欄中「首都圏、近畿圏及び中部圏のうち知事が要綱で定める地域」とは、次の各号いずれかに該当する地域を含む市町村のことをいう。

- (1) 首都圏整備法(昭和31年4月法律第83号)第2条第3項に規定する既成市街地
- (2) 首都圏整備法第2条第4項に規定する近郊整備地帯
- (3) 近畿圏整備法(昭和38年7月法律第129号)第2条第3項に規定する既成都市区域
- (4) 近畿圏整備法第2条第4項に規定する近郊整備区域
- (5) 中部圏開発整備法(昭和41年7月法律第102号)第2条第3項に掲げる都市整備区域
- (6) (1)から(5)に規定する区域の周辺地域のうち、大都市圏と社会的又は経済的一体性を持つものとして知事が特に認める地域

2 条例別表第2の7の項の左欄中「本社機能」とは、企業経営に関する意思決定、経営資源の管理、又は各種業務の統括等を行う機能をいう。

(外国会社が行う事業)

第19条の3 条例別表第2の8の項の左欄中「我が国における拠点となる工場等に関する事業」とは、次項に規定する外国会社が県内に拠点となる工場等を設けて行う事業であつて、県が定める安定的かつ持続可能な経済成長の実現のための計画において県内で成長が見込まれる産業分野として位置付け、戦略的に推進しているものに限る。

2 条例別表第2の8の項の左欄中「知事が要綱で定める外国会社」とは、会社法（平成17年7月法律第86号）第2条第2号に規定する外国会社をいう。

(着手届を要しない場合)

第20条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(完了届を要しない場合)

第21条 補助事業については、それが規則第15条第1項第1号に該当するものであつても、常に同項ただし書に規定する場合に該当するものとする。

(実績報告の時期等)

第22条 規則第17条第1項の規定による報告は、規則第5条の交付申請書の提出を以つて、報告があつたものとみなす。

(事業継続努力義務期間内の休止等)

第23条 本補助金の交付を受けた者は、条例第6条第1項の表の右欄に掲げる期間（以下「事業継続努力義務期間」という。）内に当該認定に係る事業を休止又は廃止（以下「休廃止」という。）しようとするときは、速やかに、その旨を様式第8号により知事に届け出なければならない。

2 前項の規定は、事業継続努力義務期間内に当該認定に係る事業の縮小、外注化、転換等により解雇、一時帰休又は希望退職等の雇用調整が生ずる業種、業態の著しい変更を行おうとする場合について準用する。

3 条例第4条第2項に規定する「県と協議」とは、第1項の規定する届出により、事業の方向性及びその他雇用者並びに取引先への対応等必要な事項について、知事とあらかじめ行う協議のことをいう。

(県内の雇用及び産業への影響)

第23条の2 条例第4条第2号に規定する「事業の休止又は廃止が県内の雇用及び産業に重大な影響を及ぼすもの」とは、当該事業の休廃止により、事業者が雇用する者の数が概ね100名以上減少し、かつ、県内に複数の取引先を持ち県産業における生産量、売上額又は出荷額等が著しく減少することが見込まれるものとする。

(事業継続努力義務期間内の事業状況報告)

第24条 条例第6条第2項に定める報告は、条例第6条第1項の表の右欄に定める期間内において、毎年、10月1日時点の同表の中欄に定める事業に係る状況を10月31日までに様式第9号により知事に行うものとする。

2 条例第6条第2項中「知事が要綱で定める事項」とは、様式第9号に掲げる事項とする。

(財産の処分制限)

第25条 規則第25条第2項ただし書の期間は、条例第6条第1項の表1の項の右欄に定める期間とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、条例第2条第4号に規定する償却資産のうち、取得価額又は効用の増加価額が50万円以上のものとする。

3 第14条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(提出書類の部数等)

第26条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は正本1部とする。

(県と市町村との連携)

第27条 条例、規則及び第1条の趣旨が達せられるよう、この要綱の取扱いについては、県と市町村は連携を密にするものとする。

(事業実施者の取扱い)

第28条 新增設事業に関する投資を行う会社が関連会社に属するときは、当該会社のほか、当該新增設事業に関与する当該関連会社に属する他の会社も当該新增設事業を実施する会社として扱うことができる。

(次世代ソフトウェア産業等立地事業との関係)

第29条 本補助金の認定及び交付に関し、新增設事業が条例に規定する次世代ソフトウェア産業等立地事業と一体的に行われる場合の本補助金の要件となる投資額に係る経費並びに増加する高年齢常時雇用労働者、常時雇用労働者及び短時間労働者については、当該情報通信関連雇用事業及びコンテンツ・事務管理関連雇用事業に係る補助対象経費（本補助金の対象となり得るものに限る。）及び常時雇用労働者及び短時間労働者と重複できるものとする。ただし、本補助金の額の算定に当たっては、当該次世代ソフトウェア産業等立地事業に係る補助対象経費は、本補助金の補助対象経費から除くものである。

(雇用実績報告)

第30条 平成28年10月1日付で廃止した特に著しい雇用の増加に係る加算について交付決定を受けた場合は、新增設事業完了の日から3年を経過する日までの間の雇用実績について、新增設事業完了から3年を経過した日から30日以内に様式第9号により遅滞なく知事に報告するものとする。

(補助金の返還)

第31条 次の要件のいずれかに該当した場合（条例第4条に掲げる補助金不交付の要件に該当する場合を除く。）には、規則第21条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。この場合、規則第22条の規定により補助金等の返還を命ぜられたときは、当該金額を返還しなければならない。

(1) 本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行、営業の継続等について、条例、規則及び本要綱の規定に従わないとき。

(2) 事業継続努力義務期間内に事業を休廃止する場合に、正当な理由なく従業員及び取引先への配慮を怠ったとき。

(3) 前条の規定による雇用実績の報告において、新增設事業の実施に伴い増加した常用雇用労働者（条例第2条第2号イの事業にあつては常時雇用労働者及び短時間労働者）が、交付決定に係る雇用計画の概ね半数に満たないと認められるとき。

2 前項の規定により補助金等の返還を命ぜられ、別途通知する期間内に返還に応じない場合は、補助事業者名の公表を行うことがある。

(雑則)

第32条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、鳥取県商工労働部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成25年3月26日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の鳥取県企業立地等事業助成条例施行要綱（平成15年

4月1日付産開第602号鳥取県知事通知)第13条第1項及び第2項の規定によりなされた申請に関する補助金の取扱については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月2日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県企業立地等事業助成条例施行要綱(平成25年3月19日付第201200194702号商工労働部長通知)第10条1項の規定によりなされた申請に関する補助金の取扱については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成25年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の鳥取県企業立地等事業助成条例施行要綱(平成25年3月19日付第201200194702号商工労働部長通知)第10条第1項の規定によりなされた申請に関する補助金の取扱については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成26年2月14日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の鳥取県企業立地等事業助成条例施行要綱(平成25年3月19日付第201200194702号商工労働部長通知)第10条第1項の規定によりなされた申請に関する補助金の取扱については、なお、従前の例による。

附 則

この改正は、平成26年10月17日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、改正後の要綱第13条第2項、第15の2、第17条の適用にあたっては、現に改正前の鳥取県企業立地等事業助成条例施行要綱(平成25年3月19日付第201200194702号商工労働部長通知)第10条第1項の規定によりなされた申請に関する補助金の取扱については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成27年6月30日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の鳥取県企業立地等事業助成条例施行要綱(平成25年3月19日付第201200194702号商工労働部長通知)第10条第1項の規定によりなされた申請に関する補助金の取扱については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成28年2月18日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の鳥取県企業立地等事業助成条例施行要綱（平成25年3月19日付第201200194702号商工労働部長通知）第10条第1項の規定によりなされた申請に関する補助金の取扱については、なお、従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この改正は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の鳥取県企業立地等事業助成条例施行要綱（平成25年3月19日付第201200194702号商工労働部長通知）第10条第1項の規定によりなされた申請に関する補助金の取扱については、なお、従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この改正は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の鳥取県企業立地等事業助成条例施行要綱（平成25年3月19日付第201200194702号商工労働部長通知）第10条第1項の規定によりなされた申請に関する補助金の取扱については、なお、従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この改正は、平成29年7月7日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の鳥取県企業立地等事業助成条例施行要綱（平成25年3月19日付第201200194702号商工労働部長通知）第10条第1項の規定によりなされた申請に関する補助金の取扱については、なお、従前の例による。ただし、改正後の要綱第10条第4項に該当する場合については、この限りでない。

附 則

（施行期日）

- 1 この改正は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の鳥取県企業立地等事業助成条例施行要綱（平成25年3月19日付第201200194702号商工労働部長通知）第10条第1項の規定によりなされた申請については、なお、従前の例による。ただし、同要綱第24条及び第30条については、この限りでない。